

情報化推進対策特別委員会の開催（全国知事会）

本会は、12月20日（金）、都道府県会館において、情報化推進対策特別委員会（委員長：梶原岐阜県知事）を開催しました。

会議では、総務省の大野政策統括官から、去る12月6日に可決、成立したいわゆる「行政手続きのオンライン化関連3法」の概要と今後の対応について説明を受け、出席委員との意見交換を行いました。

今後の対応に関しては、総務省から、公的個人認証サービスシステムを構築するために行う実証実験の窓口として、都道府県の代表団体を決めて欲しいとの要請があり、協議の結果、委員長県の岐阜県が選定されました。

出席委員等からの主な意見は次のとおりです。（発言順）

（加戸愛媛県知事）税金の無駄遣いという批判や住民負担の軽減の観点からも、47都道府県が委託する認証機関の一本化や全国共通のソフトモデルを国が作って、各自治体がそれを利活用できるような仕組みを作って欲しい。

（増田岩手県知事）認証機関が1箇所だけというのは、セキュリティー確保の面から問題はないか。

（柿本奈良県知事）法律が成立した後ではあるが、電子証明書の発行事務が都道府県知事の事務となっている点がよく分からない。住民基本台帳に関する事務は本来市町村の事務であり、かつ、実際の業務は認証機関に委託して行うとなれば、都道府県のこの事務への関わりは希薄なものであるにもかかわらず、責任だけは負わされるとなるとその辺りの整理をどのよ

うにつけるのか疑問がある。

（石井岡山県知事）これらのシステムを円滑に稼働させるには、個人情報保護法の早期成立と業務に携わる人材の育成が重要である。

（梶原委員長）行政手続きのオンライン化によって、住民への行政サービスが質的に変わり、また、都道府県はこのことによって自動的に広域行政を行うことにもなるので、その役割が増大することになる。この事務が自治事務であり、法律も成立し、住民サービスの向上という責務も我々にあるからには、今後はいつまでも国に頼るのではなく、我々自身の問題として、この制度がうまく機能するように努力していかなければならない。

なお、特別委員会では、公的個人認証サービスシステム構築に係るプロセスを、今後、特別委員会の幹事会において逐次、捕捉、検証し、それを通じてこのシステムの構築、運用に、地方公共団体全体として取り組んでいくこととされました。